

国会公契第 67 号  
令和 3 年 3 月 31 日

各 地 方 整 備 局 長 殿

大臣官房長  
(公印省略)

請負工事監督検査及び委託設計業務等調査検査に係る事務における  
押印省略に伴う通達改正について

「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行う」とされていることを踏まえ、「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」(令和 2 年 12 月 23 日付け国官会第 19985 号、国営管第 390 号、国北予第 43 号)により押印の省略を可としているところであるが、既存の通知において押印を求めている規定を改めるため、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

(地方建設局請負工事監督検査事務処理要領の一部改正)

- 1 地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(昭和 42 年 3 月 30 日付け建設省厚第 21 号)の一部を次のように改正する。

要領名を「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」に改める。

第 1 中「地方建設局」を「地方整備局」に、「建設省所管会計事務取扱規程(昭和 35 年建設省訓令第 1 号。以下「規程」という。)」を「国土交通省所管会計事務取扱規則(平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 60 号。以下「国交省規則」という。)」に改める。

第 2 中「地方建設局」を「地方整備局」に、「規程第 36 条の 7 第 1 項」を「国交省規則第 39 条第 1 項」に改める。

第 3 中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改める。

第 4 中「工事請負契約書(昭和 48 年 4 月 4 日付け建設省厚発第 100 号)」を「工事請負契約書(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号)」に改める。

第6中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

第14中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

別記様式第1、別記様式第2(A)、別記様式第2(B)、別記様式第2(C)及び別記様式第3中「印」を削る。

別記様式第2(A)、別記様式第2(B)、別記様式第2(C)及び別記様式第3中「記名押印」を「記名」に改める。

(地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領の一部改正)

2 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(平成11年4月1日付け建設省厚契第31号)の一部を次のように改正する。

要領名を「地方整備局委託設計業務等調査検査事務処理要領」に改める。

第1中「地方建設局」を「地方整備局」に、「建設省所管会計事務取扱規程(昭和35年建設省訓令第1号。以下「規程」という。)」を「国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第60号。以下「国交省規則」という。)」に改める。

第2中「地方建設局」を「地方整備局」に、「規程第36条の7第1項」を「国交省規則第39条第1項」に改める。

第6中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別記様式第1中「印」を削り、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別記様式第2(A)、別記様式第2(B)、別記様式第2(C)及び別記様式第3中「印」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

## ○地方建設局請負工事監督検査事務処理要領

昭和42年3月30日建設省厚第2 1号

最終改正 平成6年3月31日建設省厚第120号

### 第1章 総則

#### ( 通 則 )

第1 地方建設局の所掌する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、建設省所管会計事務取扱規程（昭和35年建設省訓令第1号。以下「規程」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

#### (監督及び検査の実施の細目)

第2 部局長（地方建設局の長をいう。以下同じ。）は、規程第36条の7第1項の規定により法第29条の11第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）及び同条第2項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の実施についての細目を定めるときは、次章及び第3章によるものとする。

#### 【解説】

##### ①監督の役割

会計法には工事契約の適正な履行を確保するため必要な監督の実施が定められている。契約図書には発注者の代行者としての監督職員の執るべき措置が明記されているが、この内容は多岐にわたっている。請負者が所定の工期内に契約に適合した工事目的物を完成させるためには、監督による契約の適正な履行の確保と円滑な施工の確保が図られることが必要であり、これが監督の重要な役割である。

会計法では検査と監督は明確に区分されており、監督には給付の完了の確認は任されていない。

施工途中において監督職員が行うこととされている段階確認や指定材料の確認は、土木工事の特性を考慮した検査の補完としての役割を果たす確認行為である。

(注) 従来の監督の役割には直営施工時代のなごりがあつて、請負者と一体となつて工事目的物をつくり上げる施工管理的な役割があつた。

しかし、契約図書に適合した工事目的物の完成責任は請負者にあり、これに発注者が行う監督が検査との役割を明確にしないまま関与することは、請負者責任を不明確にするおそれがある。

このため、契約書の改正、共通仕様書の改訂によって、発注者、請負

者の責任がより明確化されたのに伴い、発注者の責任を果たすために必要な監督の役割が明確にされた。

土木工事の特性から工事目的物が完成するまでのプロセスは重要であり、工事成績評定において請負者が履行したプロセスについて、適切に反映させる必要がある。監督は契約から検査に至るまでのプロセスすべてに関わっている。従って、工事成績評定の相当部分を分担し、請負者の適正な選定に資する重要な役割をもっている。

## ②監督の責任

- ・ 予責法[予算執行職員等の責任に関する法律](S61. 12. 4法律第93号)上の責任を負う。

- ・ 「故意又は重大な過失」に関して

監督の技術的基準として「土木工事監督技術基準(案)平成7年9月29日建設省技調発第121号」が示されており、監督はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

## ③検査の役割

会計法に基づいて執行される国の請負工事においては、検査職員が工事目的物の契約図書との適合を確認してはじめて代価の支払いが可能となる。即ち、検査職員以外の者によって契約図書との適合が確認されても給付の完了の確認にはならない。

工事の施工途中で監督職員による契約図書との適合の確認を一部実施することがあるが、これはあくまで土木工事の特性を考慮して行うこととしているものであり、検査の補完として位置づけられる。

工事目的物を受け取り、代価を支払ってよいかどうかは、検査によって確認されなければならない、これが検査の重要な役割の一つである。

(注) 従来は監督による契約図書との適合の確認が逐一行われることになっていたため、検査と監督の役割と責任が不明確であった。

このため、契約書の改正、共通仕様書の改訂によって発注者、請負者の責任がより明確化されたのに伴い、発注者の責任を果たすために必要な検査の役割が明確にされた。

公共工事の品質確保・向上のためには、工事に関する技術水準の向上や能率的な施工の確保等が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また工事成績評定による請負者の適正な選定に資することも検査の重要な役割である。

## ④検査の責任

- ・ 予責法[予算執行職員等の責任に関する法律](S61. 12. 4法律第93号)上の責任を負う。

- ・ (定義)第2条「予算執行職員」とは

十、会計法第29条の11第4項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命じられた職員

- ・（予算執行職員の義務及び責任）第3条
  1. それぞれの職分に応じ、支出等の行為の実施義務
  2. 故意又は重大な過失に因り、前記行為で国に損害を与えたときの弁償の責任
  3. 二人以上の予算執行職員により生じた損害は、それぞれの職分に応じた弁償の責任
- ・「故意又は重大な過失」に関して
 

検査の技術的基準として「地方建設局土木工事検査技術基準（案）平成7年9月29日建設省技調発第122号」が定められており、検査はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

## 第2章 監督

### （監督の体制）

- 第3 監督は、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）が締結した工事の請負契約（以下「本官契約」という。）にあっては当該本官以外の監督職員（規則第18条第1項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）が、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）が締結した工事の請負契約（以下「分任官契約」という。）にあっては監督職員が行なうものとする。
- 2 分任官契約の監督を行なう場合において、監督に係る工事の規模、監督に必要な技術の程度その他技術的な理由（以下「技術的条件」という。）を勘案し分任官が自ら監督を行なう必要がないと認めるときは、当該分任官以外の監督職員のみにより監督を行なうことができるものとする。

### （監督業務の分類）

- 第4 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。
- 一 監督総括業務
- イ 工事請負契約書（平成7年11月17日付建設省厚契発第56号）に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- ハ 関連する2以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等（法第29条の2第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に対する報告
- ホ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督

## 業務の掌理

## 二 現場監督総括業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理
- ニ 関連する2以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）処理
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
- ヘ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

## 三 一般監督業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
- ホ 第6第4項の規定により任命された監督員にあつては、第6第6項の規定により任命された監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理

**（監督職員の担当業務等）**

第5 本官契約又は分任官契約の監督を行なう監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務を、それぞれあわせて担当するものとする。

**(監督職員の任命基準等)**

- 第6 本官契約の総括監督員は、当該工事を所掌する地方建設局の事務所又は地方建設局の本局（以下「本局」という。）の出張所（以下「所掌事務所」という。）の長（営繕工事（事業費をもつてする営繕工事を除く。以下同じ。）である場合において、所掌事務所が置かれていないときは、本局の営繕監督室長）を任命するものとする。
- 2 分任官契約の総括監督員は、当該分任官が自らこれにあたるものとする。ただし、第3第2項の規定に基づき、分任官以外の監督職員のみにより監督を行なう場合においては、所掌事務所の工事を担当する副所長を任命するものとする。
- 3 主任監督員は、営繕工事以外の工事にあつては当該工事を所掌する地方建設局の事務所の出張所（以下「所掌出張所」という）の長又は工事を担当する建設監督官（所掌出張所及び工事を担当する建設監督官が置かれていないときは、所掌事務所の工事を担当する課長）を、営繕工事にあつては所掌事務所の営繕監督官（所掌事務所に営繕監督官が置かれていないときは、所掌事務所の工事を担当する課長。所掌事務所も置かれていないときは、本局の営繕監督官）を任命するものとする。
- 4 監督員は、営繕工事以外の工事にあつては所掌出張所の工事を担当する係長又は主任（所掌出張所が置かれていない場合は、主任監督員が建設監督官であるときを除き、所掌事務所の工事を担当する係長）、営繕工事にあつては主任監督員が営繕監督官である場合を除き、所掌事務所の工事を担当する係長を任命するものとする。
- 5 技術的条件及び工事を所掌する組織における職員の配置状況により第3項又は前項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ適確に行なうことができると認められる者（以下「監督適任者」という。）を任命することができるものとする。
- 6 技術的条件を勘案し特に必要があると認められるときは、当該技術的条件に応じ、第4項又は前項の規定によるほか、第4項の規定にかかわらず、さらに、監督適任者を監督員に任命することができるものとする。
- 7 主任監督員が建設監督官又は営繕監督官である場合において、技術的条件を勘案し必要があると認めるときは、当該技術的条件に応じ、監督適任者を監督員に任命することができるものとする。

**(分任官が監督を委託する場合の承認)**

- 第7 分任官は、令第101条の8の規定により国の職員以外の者に委託して監督を行なわせようとする場合は、あらかじめ、部局長の承認を受けなければならないものとする。

**(監督委託契約書の作成)**

- 第8 令第101条の8の規定による国の職員以外の者への監督の委託は、工事の内容、第11に規定する監督の技術的基準及び第12の規定を勘案し、監督の方法、契約担当官等に連絡し、又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行なわなければならないものとする。

**(監督職員の任命)**

第9 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行なうものとする。

**(契約の相手方への通知)**

第10 契約担当官等は、監督職員又は令第101条の8の規定により監督を委託した国の職員以外の者の官職又は氏名を、工事の請負契約ごとに、遅滞なく、別記様式第1(省略)による監督職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これら  
の者に変更があった場合も同様とする。

**(監督の技術的基準)**

第11 監督職員が監督を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

**【解説】**

土木工事監督技術基準(案) (平成7年9月29日建設省技調発第121号)

**(監督に関する図書)**

第12 監督職員は、次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当事務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- 一 工事の実施状況を記載した図書
- 二 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した書類
- 三 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- 四 その他監督に関する図書

**第3章 検査**

**(検査の種類)**

第13 検査の種類は、次に掲げるとおりとするものとする。

- 一 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- 二 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分(性質上可分の工事の完済部分を含む。以下同じ。)を確認するための検査



## 【解説】

## ①検査の種類と目的

- ・完成検査 … 工事完成を確認し、発注者として受取り、代価を支払ってよいことを確認する検査（給付の完了の確認のための検査）
- ・既済部分検査
 

}	完済部分検査：工事完成前に指定部分の完成を確認し、代価の一部を支払って引き取るための検査（同上）
	既済部分検査：工事完成前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う検査（同上）
- ・中間技術検査 … 契約図書において対象工事と定められた工事の施工途中において行う技術検査（給付の完了の確認のための検査ではない）  
完成検査の補完となるもので、検査箇所を明確にした図面により行う。

中間技術検査の留意事項を下記に示す。

- ①工事成績の評定を適正に実施するため、工事完成時点において不可視となる部分について行う。
- ②工事完成時に工事目的物を不可とすることが、社会的に重大な影響を及ぼす恐れのあるものについて手戻り防止の目的で行う。
- ③工事目的物の全部又は一部を請負者の同意を得て使用する場合に行う。
  - ・[地方建設局工事技術検査要領]（S42. 3. 30建設省官技第13号）  
（技術検査の実施）第2
    - 2 工事の施工の途中において地方建設局長又は事務所長及び管理所長が必要と認めたときは、技術検査を行うことができる。
  - ・H8. 4. 1以降契約手続きを開始する土木工事のうち、中間技術検査実施細則（参考としての実施フロー）により対象となる工事で実施する。
  - ・追加特記仕様書に適用工事であることを記載する。

（資料）

- 1) 中間技術検査の積極的活用について  
（H7. 3. 28建設省技調発第62号建設大臣官房技術調査室長）
- 2) 中間技術検査対応について  
（H9. 10. 28事務連絡主任工事検査官）

（参考）部分使用箇所検査…工事目的物の全部、又は一部を請負者の同意を得て使用する場合で、支払いを伴わない検査。

部分使用箇所検査は、技術検査要領第2の必要と認めたときに行う中間技術検査として実施してもよいが、原則として昭和62年8月5日事務連絡「事業の効率的執行についての運用（改訂）について」の2. 「部分使用箇所の確認について」により、主任監督員の確認によって行う。

**(検査の体制)**

- 第14 検査は、原則として、本官契約にあっては当該本官以外の検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）が、分任官契約にあっては分任官が自ら行なうものとする。
- 2 分任官契約について、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するときその他分任官が自ら検査を行なうことが困難又は不相当と認められる特別の理由があるときは、分任官及びその他の検査職員又は分任官以外の検査職員のみにより検査を行なうことができるものとする。
- 3 2人以上の検査職員により検査を行なう場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行ない、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

**(検査職員の任命基準)**

- 第15 本官契約の検査職員は、次に掲げる者を任命するものとする。
- 一 営繕工事以外の工事 工事検査官  
二 営繕工事 工務検査課長
- 2 本官契約の検査を行なう場合において、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するとき又は前項各号に掲げる者に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、検査を厳正かつ適確に行なうことができると認められる者（以下「検査適任者」という。）を検査職員に任命することができるものとする。
- 3 第14第2項の規定により検査職員により検査を行なうときは、検査適任者を検査職員に任命するものとする。

**【解説】**

- ①命令者は会計法上の人格である、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官である局長又は事務所長。
- ②検査適任者は次に掲げる者とする。
- (1) 本官契約にかかる工事
- (A) 課長補佐、用地官、建設専門官、営繕監督官及び営繕設計官以上の職にある職員
- (B) 特に必要な場合は係長、又は当該工事を所掌しない事務所の、用地官、出張所長及び建設監督官以上の職にある職員
- (C) 第17（監督検査事務処理要領・監督の職務と検査の職務の兼職）に該当する工事については、当該工事を所掌する事務所の職員を任命できるものとする
- (2) 分任官契約にかかる工事
- (A) 出張所長、用地官、建設監督官及び営繕監督官以上の職にある職員
- (B) 特に必要な場合は係長以上の職にある職員
- [土木工事検査内規](H5. 6. 25建部達第29号)

(検査職員及び技術検査官の任命基準) 第4条  
建設技官を任命するものとする。

**(検査職員の任命)**

第16 検査職員の任命は、検査ごとに行なうものとする。

**(監督の職務と検査の職務の兼職)**

第17 令第101条の7の特別の必要がある場合は、次の各号の一に該当する検査を行なう場合とするものとする。

- 一 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行なう工事現場への交通が著しく困難であるため監督職員以外の職員により行なうことが著しく困難な検査
- 二 検査を行なうために特別の技術を要するため監督職員以外の職員により行なうことが著しく困難な検査
- 三 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに行なわなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

**(検査の技術的基準)**

第18 検査職員が検査を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

**【解説】**

①地方建設局土木工事検査技術基準(案)

(平成7年9月29日建設省技調発第122号)

②地方建設局工事技術検査要領(昭和42年3月30日建設省官技第13号)

**(検査調書)**

第19 検査職員が検査を行なった結果給付が完了していることを確認した場合に作成する工事検査調書は、別記様式第2(省略)によるものとする。

2 検査職員が検査を行なった結果、給付が工事の請負契約の内容に適合しないことを確認した場合は、別記様式第3(省略)による工事検査調書を作成するものとする。

**【解説】**

①完成検査に合格と認める条件

1. 工期内に工事が完成していること。
2. 工事目的物の出来形・品質等が契約図書に適合していること。  
の2条件を満足すること。

請負者から完成の通知があった以後に検査を行うこととなるので、通常の場合には1の条件はクリアーしている。しかし、2については、検査の結果、契

約図書に不適合と認められた場合には検査職員による修補の指示がなされるのでその時点では不合格である。

## ②修補の指示の根拠

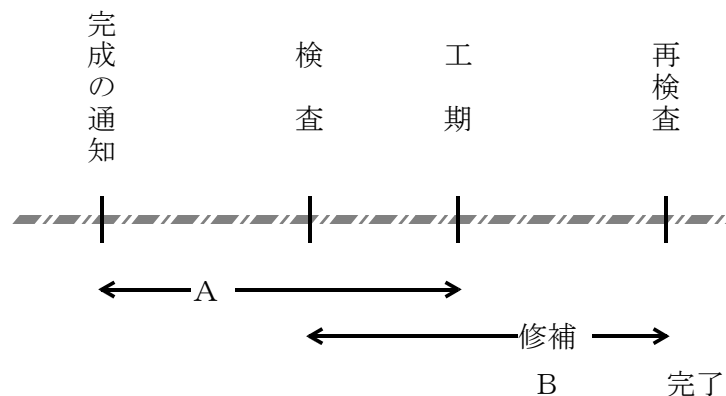
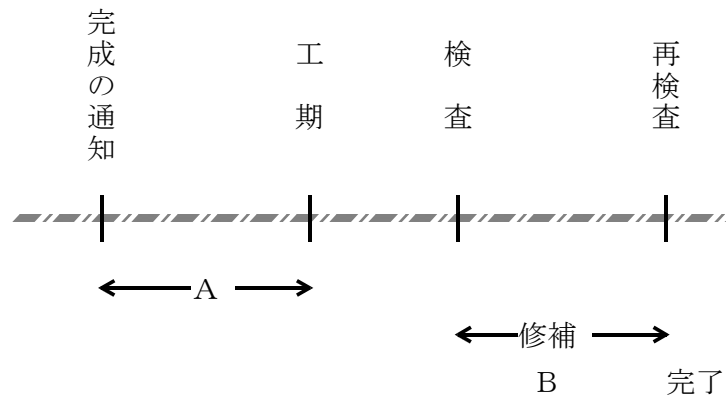
- ・工事請負契約書第31条（検査及び引渡し）6  
 ※乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において修補の完了を工事の完成とみなして、前5項の規定を適用する。
- ・平成10年土木工事共通仕様書 1-1-25（工事完成検査）5  
 ※検査職員は、修補の必要があると認めた場合には請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

## ③修補の指示をした場合の合格と不合格

請負者が期限までに修補を完了し、再検査によって契約図書との適合が確認できれば完成検査に合格である。期限までに修補を完了できなければ不合格であり、完成が認められるまでの超過期間について、発注者は履行遅滞の場合における損害金の支払いを請負者に請求することになる。

修補の期限は請負者の完成の通知があった日から工期までの日数を検査日（修補指示をした日）から起算して加えた日である。例えば、工期の7日前に完成の通知があった場合には、検査日から7日後が修補期限である。

(参考図)



- ・  $A \geq B$  …… 修補完了後適合を確認すれば完成検査に合格
- ・  $A < B$  …… 不合格

④工事目的物の出来形や品質等が契約図書に不適合とする判断および判断が困難な場合の処置

- ・ 「検査技術マニュアル(案)」の例示を参考として、検査職員が判断し、文書で修補の指示を行う。
- ・ 検査職員個人の判断にあまる場合には検査結果を保留し、判断を要する事項を「工事評価部会」へ諮り、部会の合議結果に基づき検査職員が文書で修補の指示を行う(要修補の場合)。

(資料)

「検査技術マニュアル(案)」合議の必要性の判断

(参考)

「中部地方建設局工事評価部会」設置要領(H8.3.21建部技管第41号 企画部長)

附 則

1 この要領は、昭和42年4月1日から適用する。

2～4 [略]

**沿革**

- 1 昭和48年6月26日一部改正
- 2 平成4年7月31日一部改正、同日適用
- 3 平成6年3月31日一部改正